

生食発1026第3号
令和3年10月26日

各

都道府県知事 保健所設置市長 特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

令和3年度食品、添加物等の年末一斉取締りの実施について

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第22条の規定に基づく「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」（平成15年厚生労働省告示第301号）第3の6に基づき、食品流通量が増加する年末における食中毒の発生防止を図るとともに、積極的に食品衛生の向上を図る見地から、例年、年末に全国一斉に食品、添加物等の取締りの実施をお願いしているところです。

本年度の年末一斉取締りについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大とそれに伴う保健所業務の負担の大幅増加に鑑み、別添を参考に都道府県等食品衛生監視指導計画等に基づき、実施可能な範囲で行っていただくようよろしくお願いいたします。なお、本年度の年末一斉取締りの実施結果については、御報告いただく必要はありませんので、申し添えます。

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課 担 当：小野澤、大塚、小山 電 話：代表 03-5253-1111 (内線 2478、4251) 直通 03-3595-2337 F A X：03-3503-7964
